

大田区の「チャレンジ企業応援資金」の利子補給と 東京都の「設備融資（設備投資・企業立地促進）」の 信用保証料補助の併用について

大田区の「チャレンジ企業応援資金」のあっせんを受けた方で、東京都の「設備融資（設備投資・企業立地促進）」の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料補助を併用できる場合があります。

1 併用する場合の制度概要

(1) 保証申込制度名

東京都中小企業制度融資「設備融資（設備投資）」 又は 「設備融資（企業立地促進）」

(2) 融資対象

次の要件をすべて満たしていること。

- ① 東京都制度融資及び大田区融資あっせん制度の融資対象基本要件を満たしていること。
- ② 大田区の「チャレンジ企業応援資金」の対象要件を満たしていること。

ア 区内に事業所を1年以上有すること。

※登記上の本店所在地又は住民登録地のみを有する場合は対象外。

イ 前期決算において営業利益が出ていること、又は前期決算の営業損失が前々期決算と比較して縮小していること。

- ③ 次の内容を行うものであること。

設備投資の場合	事業の実施に必要な設備（機械・装置、工具・器具、備品等）の導入、増強、改良、補修等（テレワーク又はDX推進に資する設備並びにICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む。）を行うもの、又は、建物の改修、建替等（耐震化・バリアフリー化を含む）を行うもの。 工場、事務所等は、原則として、東京23区又は川崎市若しくは横浜市に限る。店舗は、大田区内に限る
企業立地促進の場合	引き続き1年以上（売上発生から1年以上）同一事業を同一場所で営んでおり、東京23区内において工場・事務所等の新增設、移転等を行うもの。店舗は、大田区内での新增設、移転等に限る。

- ④ 経営改善又は経営向上を資金使途とし、次に該当する設備資金又は運転資金であること。

設備投資の場合	ア 近代化又は省エネ化を目的とした機械設備、情報システム等の導入資金 (ア) 製造、加工等の機械設備の新規購入・設置 (イ) 事業用システムの開発、パッケージシステムの導入等のIT化 (ウ) 事業用低公害車の新規購入 イ 区内店舗の新設、改装又はバリアフリー化に要する資金 (ア) 店舗の内外装工事及び設備の取得・設置に要する経費
企業立地促進の場合	ア 工場、作業所等の新設・建替え イ 区内店舗の新設・建替え ※「建替え」は増築して建替えをするものに限る。

- ⑤ 中小企業診断士が現地調査又は経営診断等を行った上、あっせんの可否を決定します。

ただし、大田区優工場（公益財団法人大田区産業振興協会、大田区等の共催の下、所定の審査手続きを経て、優秀な工場として認定され、その認定期間にある事業者）による申込については、中小企業診断士による経営診断等が免除になります。

(3) 融資条件等

大田区が利子の全額を、東京都が信用保証料の一部を補助します。

東京都資金名	資金用途	融資限度額	返済期間	金利	利子補給率	本人負担率	信用保証料補助
設備融資 (設備投資)	運転設備	5,000 万円	108か月 以内 (据置6か 月以内)	1.5% 以内	1.5%	なし	2/3
設備融資 (企業立地促進)	運転設備						

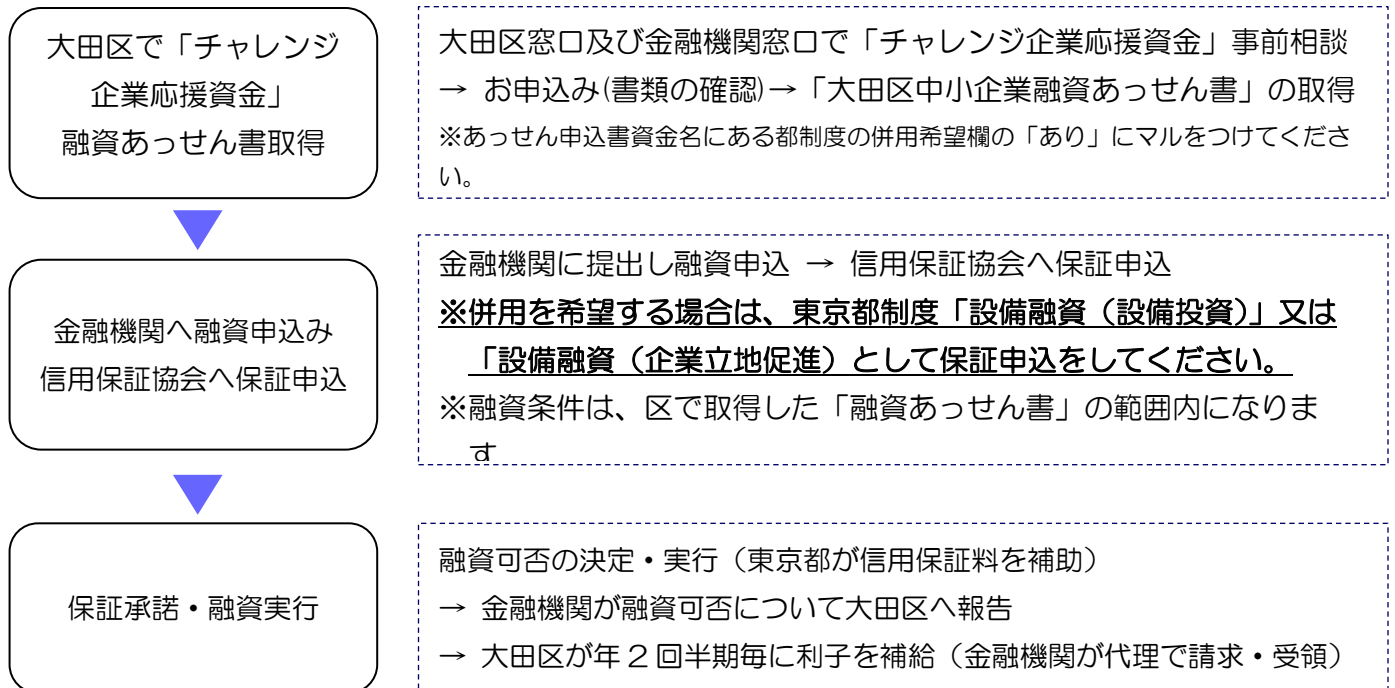
※分割返済（元金据置期間は6か月以内）であること。

※「設備融資（企業立地促進）」と併用する場合は、原則、物的担保を要します。

※大田区であっせんを受けた「チャレンジ企業応援資金」が東京都制度融資の「設備融資」に該当するかの判断は、信用保証協会でご確認ください。また、「設備融資（設備投資）」又は「設備融資（企業立地促進）」のどちらの東京都制度と併用が可能かについても同様です。

※「設備融資（設備投資）」と「設備融資（企業立地促進）」とを併用する場合の合計融資限度額は、5,000万円となります。

2 お申し込みの流れ



3 その他

- 1 あっせんの申込受付後、中小企業診断士を派遣して経営診断を行い、区の審査を経てあっせんの可否を決定します。区の審査で認められたものについて、融資あっせん書を交付しますので、申込みからあっせんまでに時間を要します。
- 2 融資実行から概ね6か月経過後、中小企業診断士が再訪問し、状況確認等を行います。
- 3 信用保証協会へ保証申込する際に、一般的な必要書類に加え、東京都指定の「設備投資計画書」の提出が必要です。

〔問合せ先〕

（区制度に関する事）	大田区 産業経済部 産業経済課 融資係	TEL：03(3733)6185
（都制度に関する事）	東京都 産業労働局 金融部 金融課	TEL：03(5320)4877
（優工場に関する事）	（公財）大田区産業振興協会	TEL：03(3733)6476
（信用保証に関する事）	東京信用保証協会大田支店	TEL：03(5710)3610